



2019年1月17日

各 位

会社名 扶桑電通株式会社
 代表者名 代表取締役社長
 有富英治
 (コード: 7505、東証第二部)
 問合せ先 管理本部経営企画室長
 下山万里子
 (TEL. 03-3544-7211)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)に対し、金銭を追加拠出することに伴い、本日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2019年2月15日(金)
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 30,000 株
(3) 処 分 価 額	1株につき金 3,170 円
(4) 処 分 総 額	95,100,000 円
(5) 処 分 予 定 先	資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口)
(6) そ の 他	本自己株式の処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的および理由

当社は、2017年9月8日付で本制度の導入を決議し、本制度を継続しております。(本制度の概要につきましては、2017年9月8日付「株式給付信託 (J-ESOP) の導入に関するお知らせ」をご参照ください。)

当社は、2017年9月25日に信託期間(当初5年間)に対応するものとして、従業員に給付する見込みの当社株式を資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に割り当てておりましたが、今般、従業員に対する処遇を改善した結果、今後4年間における給付すべき株式数が増加することとなりました。当該増加分に相当する当社株式を取得するために資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対して本自己株式処分を行うものです。

本自己株式処分による処分数量は、2018年9月30日現在の発行済株式総数 1,740,245 株に対し 1.72% (小数点第3位を四捨五入、2018年9月30日現在の総議決権個数 14,779 個に対する割合 2.03%) としております。

※追加信託の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 信 託 の 種 類 | 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| (2) 信 託 の 目 的 | 株式給付規程に基づき当社株式等の財産を受益者に給付すること |
| (3) 委 託 者 | 当社 |
| (4) 受 託 者 | みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託
契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。 |

(5)受 益 者	株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者
(6)追加信託日	2019年2月15日(予定)
(7)追加信託金額	95,100,000円(予定)

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の前々営業日(2019年1月15日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,170円としております。なお、取締役会決議日の前々営業日の価額としたのは、取締役会決議日の前営業日(2019年1月16日)には売買がなかったことによるものです。

取締役会決議日の前々営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

また、処分価額3,170円については、取締役会決議日の前々営業日から遡る直近1カ月間の終値平均3,315円(円未満切捨)に対して95.63%を乗じた額であり、同直近3カ月間の終値平均3,030円(円未満切捨)に対して104.62%を乗じた額であり、さらに同直近6カ月間の終値平均3,415円(円未満切捨)に対して92.83%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとして判断しております。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続き

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上